

最高裁秘書第3199号

令和3年10月21日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



### 司法行政文書開示通知書

7月19日付け（同月20日受付、第030377号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

#### 1 開示する司法行政文書の名称等

(1) 7月5日付け「裁判所における新型コロナワクチンの職域接種に関する報道対応案について」（片面で3枚）

(2) 「裁判所における新型コロナワクチンの職域接種について」（片面で1枚）

#### 2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には、公にすることにより広報事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

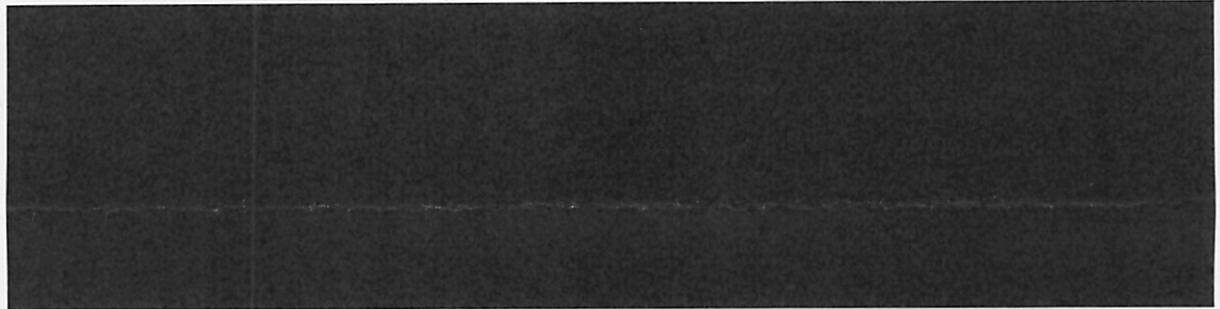
#### 3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話 03（3264）5652（直通）

裁判所における新型コロナワクチンの職域接種に関する  
報道対応案について

【基本スタンス】



第1 基本説明

裁判所においては、東京、横浜、さいたま及び千葉の裁判所に勤務する職員のうち、災害発生時の応急対応など、危機管理業務に従事する職員を中心として、7月中旬から職域接種を行うこととなった。

第2 想定問答

問1 危機管理業務とは具体的にどのような業務なのか。

先ほど述べた災害発生時の応急対応業務のほか、令状発付業務、警備関係業務などの業務である。

問2 どの程度の人数の接種を予定しているのか。

700名から800名程度の接種を予定している。

問3 接種会場はどこを予定しているのか。

裁判所外の場所を確保している。

(更問) 宮内庁の蓮池参集所で行うこととなったと聞いているが、本当か。

具体的な接種会場については、宮内庁の協力を得て実施を予定している。

問4 ワクチンを接種するのは誰か。

裁判所に勤務する医療従事者及び宮内庁側の医療従事者である。

問 5 政府の枠組みとの関係はどうなっているのか。

職域接種の一環で、まとまった人数となったことから、宮内庁と合同で接種を行うものである。

問 6 接種対象者を、対象庁に所属する職員に限定しているのはなぜか。

職域接種を実施するに当たっては、医療従事者等を自ら用意する必要があるところ、特に医療従事者の確保という点において、対象庁以外の庁に所属する職員にまで接種対象を広げることは困難であったためである。

問 7 接種人数を更に増やす予定はあるのか（一都三県以外の職員について接種を行う予定はあるのか。）。

裁判所における医療従事者の態勢や現在のワクチンの流通状況等を踏まえると、これ以上の人数を接種対象とすることは難しいと考えている。

問 8 接種人数について、各庁の内訳を教えてほしい。

業務上の支障があるため、具体的な回答は控えたい。

(更問) 最高裁判事は今回の枠組で接種を行うのか。

今回の枠組における接種対象者に該当するが、実際に接種するかどうかについては個人のプライバシーの関係上、回答を差し控える。

(更問) 長官は今回の枠組で接種するのか。

(同じ回答)

問 9 接種日程について教えてもらいたい。

1回目は7月中旬から同月下旬頃、2回目は8月中旬から

下旬頃を予定している。詳細については回答を差し控える。

問 1 0 今回の接種に使われるワクチンはどのメーカーのものか。

モデルナ社製のワクチンである。

問 1 1 対象となる職員は必ず接種を行うのか。

接種を受けるかどうかは、あくまで本人の意思によるものであるため、接種が強いられるようなことはない。

## 裁判所における新型コロナワクチンの職域接種について

今般、下記のとおり、裁判所職員に対する新型コロナワクチンの職域接種を行うこととしたのでお知らせする。

なお、今後、記1記載の各庁（以下「対象庁」という。）において、接種対象者を具体的に決定するための検討を行った上で、対象となる職員に対し、接種についての意向確認を行う予定である。

### 記

#### 1 接種対象者

最高裁、東京高裁並びに東京、横浜、さいたま及び千葉の各地家裁に勤務する職員のうち、危機管理業務（災害発生時の応急対応、令状発付業務、警備関係業務等）に従事する職員を中心に選定する。

#### 2 接種人数

対象庁の合計で780人

#### 3 接種会場

宮内庁蓮池参集所（東京都千代田区千代田1-1）

#### 4 接種可能日

(1) 1回目：7月中旬から下旬頃

(2) 2回目：8月中旬から下旬頃

※ 具体的な日程については、意向確認の際に示す予定

#### 5 接種担当者

最高裁及び東京高裁において勤務する医師及び看護師並びに宮内庁病院の医療従事者

#### 6 その他

接種に要する時間（往復の移動時間を含む。）は職務専念義務の免除の対象となる。なお、接種会場まで移動する際の交通費は支給されない。